

責任ある機関投資家としての 議決権行使の考え方

三井住友信託銀行

2019年5月改定

はじめに

当社は、2018年10月1日に、資産運用機能を分割し、グループ関係会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に統合しました。同社をはじめ、当社が運用を委託する運用機関（以下、運用機関）に対しては、下記Ⅰ.～Ⅳ.に定める議決権行使の目的、議決権行使の利益相反管理、議決権行使の基本方針、議決権行使における議案に対する考え方と整合性のある議決権行使や情報開示を求めます。

Ⅰ. 議決権行使の目的

三井住友信託銀行（以下、当社）は「責任ある機関投資家」として、受託財産に関する議決権行使（以下、議決権行使）を重要なスチュワードシップ活動の一つと位置付け、議決権行使を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客（受益者）の中長期的な投資リターンを最大化を図ることを、議決権行使の目的とします。

Ⅱ. 議決権行使の利益相反管理

1. 当社は議決権行使に関して生じうる利益相反を防止するため、受託財産に関する議決権行使を受託事業統括役員の専行権限としております。また、議決権行使の実務に係る諸規則を整備し、利益相反について厳格な管理の下で議決権行使を行います。
2. 当社は、議決権行使が適切に行われているか否かについての可視性を高めるため、議決権行使基準や行使結果の情報開示を充実させます。

Ⅲ. 議決権行使の基本方針

1. 議決権行使は、投資先企業の持続的成長に資するものであり、ひいては顧客（受益者）の中長期的な投資リターンの最大化を図ることを目的とするものでなければなりません。当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえた上で、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長（ひいては顧客（受益者）の中長期的な投資リターンの最大化）に資するかどうかを総合的に判断し、議決権を行使します。また、複数の変更項目が含まれた議案等においては、持続的成長に資する項目を優先した行使判断を行います。
2. 当社は、議決権行使において、持続的成長に向けた効率的な株主資本の活用とともに、経営の監督機能の分離と社外役員の独立性の確保等、株主利益を尊重した適切なコーポレートガバナンス体制の構築を進んで行うことを、投資先企業に求めます。また、こうした質の高い企業統治のもと、環境・社会にも十分に配慮した、適切な企業活動を求めます。
3. 当社は、企業または企業経営者等による、株主利益を軽視する事態、不祥事または中長期的な業績不振等の企業価値の毀損が発生した場合には、コーポレートガバナンス上で重要な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。また、不祥事が発生した企業には、再発防止策や改善策の実施状況、コーポレートガバナンス向上に向けた取り組みについて十分な説明を求め、その内容を踏まえた行使判断を行います。
4. 権利確定日をまたぐ貸株取引については、貸出限度を設けて議決権確保に留意します。

IV. 議決権行使における議案に対する考え方

1. 主たるコーポレートガバナンス体制について

(1) 取締役会は、企業経営を司る機関として迅速かつ適切な経営判断が下せるメンバーで構成されるとともに、執行と監督の機能を分離し、経営監督機能を適切に果たしていくことを求めます。

(2) 社外役員は、真に経営の監督機能が高められるよう企業から独立していることを求めます。

2. 役員の報酬等について

役員報酬・賞与等については、企業業績や株主に対する利益配分と整合性があり、また、インセンティブとしての効果等の観点から適正な水準・内容であることを求めます。

3. 剰余金処分について

株式配当は、株主への利益還元と当該企業の財務状況や事業計画に基づく内部留保とのバランスに留意し、企業の成長過程に応じた適切な利益配分がなされることを求めます。

4. その他の議案について

(1) 買収防衛策は、取締役会の保身を目的とするものであってはならず、中長期的な株主価値の向上に資するものであることを求めます。

(2) 株主提案議案については、中期的な株主価値の最大化に繋がるかどうかの観点から、会社提案議案と同等に議案判断を行うよう求めます。

(3) 外国株式の議決権行使に係る基本的な考え方は上記に定めるとおりですが、法令、商慣習、コーポレートガバナンス等が、各国毎に異なる経済的・政治的・社会的な環境や歴史的土壌のうえに培われてきたことに鑑み、各国毎の実情に即した判断を行うよう求めます。

以上

